

るものに訂正すること、

(ニ) 各工區方面主任は今回配付せられたる昭和十一年度路面維持試験成績表に付て、自己が擔當せる試験區域が砂利眞土(バインダー)勞力の使用量に於て如何なる地位にあるか、果して實地の狀況に對し、正當なりや否を充分研究調査し、昭和十二年度の維持試験に從事せられ度し。但し徒に圖表記入の標準線に近からしめんとし、現場の路面狀態を無視し、材料及勞力の使用を徒に節約又は増加するが如きは試験の趣旨を没却するものにして、最も好ましからざることなるに依

り、特に戒められ度し。

(ホ) 各土木工區事務所の方面監督員は今後尙一層試験區域に關心を持ち、巡回の折は必ず立寄り帳簿記載方法の檢閲及材料勞力の使用方法又は使用量の適否等を調査研究し萬全を期せられたし。

前述の路面維持修繕に關する試験の實績が各府縣に於て施行され居る實績と比較研究せられまして、我國道路の維持修繕に對し貢獻せらるゝの動機とならば、余の幸とする所であります。(つづく)

## 土地收用の訴願裁決例

齋藤勝亮

熊本縣下益城郡豊田村塚原松岡林太郎外十三名から其の有地に對し、熊本縣收用審査會が爲したる裁決を不服とし、

内務大臣に訴願の提起があり、之に對し本年九月二十九日附を以て次の様な裁決が爲された。その裁決の全文を御紹介す

ると同時に、此の内容を少しく検討して見ることにする。

一、(裁決の全文)

内務省熊土第六〇號

熊本縣下益城郡豊田村塚原九百五十三番地

訴願人 松岡林太郎外十三名(列記省略)

熊本縣熊本市櫻井町十五番地 辯護士

右十四名訴願代理人 打出 信行

右訴願ノ要旨ハ、昭和十二年七月十日熊本縣收用審査會ガ  
熊本縣下益城郡豊田村ノ起業ニ係ル、豊田尋常小學校建設  
ノ爲ニ訴願人等ノ所有地ニ付爲シタル裁決ハ、不服ニ付裁  
決ノ取消ヲ求ムト謂フニ在リテ其ノ理由トスル所ハ

(一) 熊本縣收用審査會ハ、右學校用地トシテ起業者提出ニ係ル申請書附屬圖面通りノ土地ノ區域ヲ以テ、收用スベキ土地ノ區域トシテ裁決ヲ爲シタルモ、右區域ヲ學校用地ト爲ストキハ、其ノ區域内ノ上部畑地ハ校舍敷地ト爲リ低部田地ハ運動場ニ用ヒラルベク、然ルトキハ其ノ高低ノ差約五尺ニ及ビ地形上不都合ヲ生ズルニ至ルベシ、殊ニ同

區域内ノ田地ハ地盤脆弱ニシテ、學校用地ト爲サムガ爲ニハ相當ナル補強工事ヲ施行セザルベカラズ、斯ル地形上竝ニ地盤上不適當ナル右土地ヨリモ、他ニ之ト道路ヲ以テ隔タリタル、土地乾燥シ且地盤鞏固ナル土地ヲ收用區域トスルヲ適當ト認ム。

(二) 訴願人等ノ部落塚原區百數十戸ハ、本件收用地内ニノミ苗代田ヲ有セリ、而シテ其ノ苗代田ハ、自然ノ湧水ニ惠マレ、苗代田トシテ最モ適當ナル土地ナリ、然ルニ其ノ土地ヲ一旦收用セラレムカ、百方探索スレドモ之ニ代ルベキ箇所ナキニ拘ラズ訴願人等ノ申立ヲ採用セザルハ不當ナリト謂フニ在リ。

右ニ對スル收用審査會辯明ノ要旨ハ

(一) 本件收用區域ハ起業者ガ、昭和十一年十二月七日熊本縣知事ノ指定セル位置ニ對シ、昭和十二年三月九日内務大臣ノ專業認定ヲ受ケタルモノニ付收用スベキ土地ノ區域ヲ裁決シタルモノニシテ、訴願人等ノ申立ハ權限外ノ事項ト認ム。

(一) 訴願人等主張ノ如ク、他ニ適當ナル苗代田ノ見返リ地ナシトスルモ、收用審査會ノ關知セザル所ナリ、而シテ收用地内ノ苗代田ハ訴願人等主張ノ如キ自然湧水ハ無ク附近雨水ノ集水アリテ水利ハ便ナリト雖、低濕地ニシテ排水惡ク地味豊ナラズ、本縣農務課長ノ意見ニ徴スルモ、寧ロ苗代田トシテハ適當ナル土地ニ非ズ、尙訴願人等ハ其ノ部落豊田村塚原區百數十戸ハ本件收用地ニノミ苗代田ヲ有セリト主張スルモ、右塚原區ノ農家戸數ハ九十二戸ニシテ、苗代田ハ約二町三反二畝歩點在シアリ、然ルニ收用地内ノ苗代田ハ農家戸數五戸ノ分合計一反九畝七步ニ過ギザル點ヨリ觀ルモ、同區内ニ於テ本件苗代田ニ代ルベキ土地ナシト謂ヒ難シ、以上ニ依リ訴願人等ノ申立相立タザル旨ノ裁決ヲ求ムト謂フニ在リ。

依テ土地收用法第八十一條ノ規定ニ依リ之ヲ受理シ審査ヲ遂グルニ

(一) 訴願人等ハ熊本縣收用審査會ガ裁決ヲ爲シタル土地ノ區域ハ、學校用地トシテ地形上竝ニ地盤上不當ナリト

主張スルモノナルモ、收用審査會ガ收用スベキ土地ノ區域ノ決定ヲ爲スニ當リテハ、必ズヤ内務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ於テ之ガ裁決ヲ爲スベク、其ノ區域以外ニ涉リテ裁決ヲ爲スノ權限ヲ有セザルハ言フ俟タズ、然ルニ本件ニ於テハ、熊本縣收用審査會ハ昭和十一年十二月七日熊本縣知事ノ定メタル位置ニ對シ、昭和十二年三月九日内務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ於テ裁決ヲ爲シタルモノナルヲ以テ、假ニ訴願人等ノ主張スルガ如キ事實アリトスルモ、其ノ事實ヲ理由トシテ收用審査會ノ裁決ニ對シ、不服ヲ申立ツルコトヲ得ルモノニ非ズ。

(二) 訴願人等ハ收用地内ニ在ル苗代田ノ見返リ地トシテ、他ニ適當ナル箇所ナキニ拘ラズ、訴願人等ノ申立ヲ採用セザルハ不當ナリト主張スルモ、收用審査會辯明書ニ依レバ、本件收用地ノ屬スル豊田村塚原區内ニ於ケル苗代田ハ、現在約二町二反二畝歩アリ、然ルニ收用スベキ區域内ニ於ケル苗代田ノ合計ハ一反九畝七步ニ過ギズ、且地質ニ於テモ收用地内ノ苗代田ニ代ルベキ箇所ナシト認メ難キノ

ミナラズ、假ニ右事實アリトスルモ其ノ理由ヲ以テ收用審査會ノ裁決ヲ不當ト認ムルコトヲ得ズ。

右理由ニ依リ裁決ヲ爲スコト左ノ如シ

昭和十二年七月十日熊本縣收用審査會ガ松岡林太郎外十三名ノ所有地ニ付爲シタル裁決ハ取消スベキ限リニ在ラズ。

昭和十二年九月二十九日

内務大臣 馬場 錠 一

## 二、

右訴願の内容を検討すれば、訴願人等の主張第一點は、收用審査會が裁決を爲した土地の區域は、學校用地としては地形上竝に地盤上不適當であるから、右土地よりも、之と道路を以て隔たりたる土地乾燥し、地盤鞏固なる他の土地を以て收用區域と定むるのが適當であるといふのが訴願の内容を爲してゐるのである。

然らば收用審査會は如何なる土地を以て收用區域を裁決したのであるかと云へば、それは内務大臣の事業認定を受けたる土地の區域を以て、その儘收用區域とした、而して

内務大臣の事業認定區域は、小學校令第九條の規定に依り知事が爲した小學校の位置指定區域の範圍を出でない、即ち其の區域と全く同一なのである。

然るに訴願人等は、事業認定區域以外の地に、幾多の理由を述べて、收用區域の決定が爲されることを要求してゐるのである。従つて、收用審査會が、其の辯明に於て、「訴願人等ノ申立ハ權限外ノ事項ト認ム」と述べてゐるのも一理あるやうである。然し「權限外ノ事項」といふことは訴願人等の申立自體が所管官廳を誤りたるものであるといふ意味ではない。即ち收用審査會は、必ず内務大臣の事業認定を受けたる土地の區域内に於てのみ、之が裁決を爲し得べく其の區域以外に涉りて、裁決を爲す權限を有しないとの意味に於て、正當である。

次に其の事業認定區域内に於て爲したる收用審査會の裁決が、果して適法であるか否かに付ての問題が残るが、それは知事が小學校令第九條の規定に基き、小學校の位置を適法に定めたものを以て收用區域と爲したのであつて、其

の事業のために、必要以外の土地に對して裁決を爲したも  
のではない。收用の目的たる事業の用に供する爲めに必要  
の土地の最小限に止めたものであつて、是れ亦違法又は不  
當の點は毫も存しないのである。

茲に附け加へて述べたいことは、内務大臣の事業認定を  
受けたる土地の區域内又は知事の土地細目の公告の範圍内  
でも、收用審査會は、其の土地が眞に事業の爲に必要であ  
るか、どうかを認定する権限を有してゐるといふことであ  
る。けれども之に就ては次の様な判例もある。

收用土地ガ内閣ノ認定ニ基キ地方長官ガ收用スベキ土  
地トシテ公告シタル細目中ニ在リ、且現ニ起業者ガ貨物  
置場トシテ之ヲ使用スルノ計畫ヲ爲シ居ルモノト認メラ  
ルルトキハ、該土地ハ起業者ノ事業經營上不必要ナリト  
云フコトヲ得ズ（大四、六、二八、行）

然し、美濃部博士は此の判例に對し次の様な評釋を下し  
て居られる。

本件判決に於て「收用スヘキ土地ハ内閣ノ認定ニ基キ

地方長官ノ爲シタル細目公告ニ依リ定マルモノトス」と

曰ひ、收用地が右の公告の中に記載せられて居ることを  
以て、既に該收用地が事業の爲に必要な土地であることを  
を推定する理由として居るのは甚だ不當である。收用地  
が眞に事業の爲に必要であるや否やは、公告とは關係な  
く獨立に審理決定せられねばならぬ問題である。（同氏公  
法判例大系下巻三四二頁）

其の後行政裁判所も次の判決に於ては其の趣意を肯定して  
居るやうである。

土地ノ收用ハ事業上必要ナル限度ヲ超ユベカラザルモ  
ノニシテ、土地所有者ハ其ノ土地ガ事業上必要ナリヤ否  
ニ關シテモ論難スルコトヲ得ルモノト解スルヲ相當トス  
（大八、一〇、一、行）

右に對する同博士の評釋は次の様である。

本判決に於ては、裁判所は被告側の主張である「係争  
地ガ事業上必要ニシテ收用ノ要アリヤ否ヤハ内閣ノ認定  
權ニ屬シ土地所有者ニ於テ論難スルコトヲ得ズ」といふ

主張を排斥して、土地所有者は其の土地が事業の爲に必要な程度を超えたものであるといふ主張を爲し得べきものと判定した、而してそれは固より當然である。(同書三四二頁)

尙同博士は、其の公用收用法原理二二九頁以下に於て次の様な説を述べられて、此の趣意を一層明瞭ならしめて居る。

收用せらるべき土地の區域は、收用の目的たる事業の用に供する爲に必要な限度に止まらねばならぬ。其の土地自身が事業の爲に必要であり、これを其の目的に供用するのでなければ、其の事業計畫を遂行することが出來ない場合に於て、又其の必要の及ぶ限度に於てのみ收用が許さるゝのであつて、其の必要を證明し得ない場合は勿論、必要の程度を超えて、收用することは許されない。其の土地が果して事業の爲に、必要であるや否やを認定するのは、收用審査會の權限に屬するのである云々。

### 三、

主張第二點は、收用地の屬する部落豊田村塚原區區百數十

戸は、本件收用地内のみ苗代田を有し、且收用地内の苗代田は自然湧水に恵まれてゐるので、一般に旱害を蒙る場合と雖も寧ろ豊作を爲すの實狀である。斯る最も適當なる苗代田を收用せらるゝときは、忽ち之に代るべき箇所を選定せねばならぬ。然るに之が苗代田の見返り地として他に適當なる箇所なきに拘らず、訴願人等の申立(收用地内に在る苗代田に替るべき他に適當なる箇所なし、と意見書を以て收用審査會に申立てた)を採用せぬのは不當であるといふのである。

右事實に關しては、訴願の審理が書面審理の爲め現場に就て調査するを得ないが、收用審査會辯明書及び其の添附書類に依つて調査すれば、右事實ありと認むる餘地がないのである。假りに一步譲つて右事實があるとしても、單に訴願人等の主張の如く適當な見返り地が無いといふだけでは、何等收用區域から排除すべき理由とはならない。見返り地がないから補償金額の増額を要求するといふのなら又別問題である。(尤も補償金額の決定に對する不服は訴願事

項ではないが、社會的利益の爲めに、即ち公益事業遂行の目的の爲めには、少數の個人的利益を犠牲とすることに敢然たる土地收用法の發動に於ては土地所有者の或程度の受忍は已むを得ないのではなからうか。況して、主張第一點の如き理由ある本件に於ては何等訴願人等の主張を容るゝ餘地がないやうである。

右の様な觀方から、右裁決は是認めらるべきものであると思惟する。要するに本件の場合、知事の小學校位置指定の時に、既に學校用地として避けることの出来ない運命

## 關 門 放 送

### 支那事變と道路

暴戾飽くなき、支那を壊滅せしめ、その後に来るべきも

説 苑

にあつたのである。訴願人等否土地所有者としては、其の際に、自己に不利益の點ありとして、極力善處したに違ひないが、其の目的を充たされなかつたのである。小學校位置指定に際して、知事から村に諮問があつた時、村會は多數決を以て其の位置を議決し、大勢は既に決せられてゐたのである。併し小學校位置指定に關しては、訴願又は訴訟を許した規定がないので、土地所有者は已むを得ず土地收用法上の救済に俟たねばならなくなつたことと思ふ。

## 淺 香 生

のに備へんとする、確固不動の現時の國家體制に於ては、軍費の爲一般政費の節減を企圖し、經濟機構を改造して財政の根本を建直すべきは不可避にして、之に對しては全國

九九